

<学校法人会計の説明>

学校法人会計の特徴と、株式会社で適用されている企業会計との違いについてご説明いたします。

1. 学校法人会計と企業会計の違い

学校法人は、それぞれの建学の理念に基づく教育研究活動を行い、社会に貢献する人材を将来にわたり継続的に育成していくことを目的としています。そのため、学校法人会計では、主に営利を目的とする企業等とは異なり、長期的視点から継続的な運営を可能にすることを前提とした収支の均衡が図られているかどうかを把握することが求められるという特性を有しています。

2. 財務諸表について

上記の事業目的の違いにより、作成する財務諸表が異なります。

- 学校法人会計基準に基づき作成が義務付けられている財務諸表は、以下の通りです。
「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」
- 企業会計原則に基づき作成が義務付けられている財務諸表は、以下の通りです。
「キャッシュ・フロー計算書」、「損益計算書」、「貸借対照表」

(1) 資金収支計算書

当該会計年度に行った諸活動に対応する全ての収入および支出の内容を記載し、支払資金の顛末を明らかにするものです。企業会計のキャッシュ・フロー計算書とは作成方法が異なりますが、資金の動きを示すという意味では、同様と考えられます。

学校法人の主な帰属収入は、学生生徒等納付金や補助金となっており、この総額は年初にほぼ確定されるといえます。このため、支出をコントロールすることがより重要であり、厳格な予算統制が行われています。しかし、この予算管理を会計制度に取り込んで行うためには、資金の流れを捉えるだけでは、不十分なため、学校会計には「調整勘定」という特有の考え方があります。

<資金調整勘定>

過年度に収入・支出されたもので当年度の活動に属するものと、翌年度以後に収入・支出となるが当年度の活動に属するものについて、支払資金の実際の収支と当年度の諸活動に対応する収支とを一致させるために用いる科目のことをいいます。

- 資金収入調整勘定（期末未収入金・前期末前受金）：当該年度の収入の部より控除します。
- 資金支出調整勘定（期末未払金・前期末前払金）：当該年度の支出の部より控除します。

(2) 事業活動収支計算書

2013年4月の学校法人会計基準の改正において従来の「消費収支計算書」の代わりに作成することが必要になった計算書類です。学校法人の活動を経常的及び臨時的収支に区分して、さらに、経常的活動を教育研究に係る活動と教育活動外の活動（財務活動及び収益事業）に区分して、それらの収支状況を把握できるようにしています。本業である教育研究活動の収支差額と、教育活動外の収支差額を足して経常収支差額を計算し、さらに臨時的に発生する特別収支差額を合計し、基本金組入前の当年度収支差額を計算します。ここから基本金組入額を控除し、当年度収支差額が計算されることによって学校法人の経営の状況をよりわかりやすく示すこととなります。企業会計における損益計算書と似た役割を担っています。

＜基本金の組入れ＞

学校法人がその本来の目的である教育研究活動を円滑に遂行していくためには、校地、校舎、機器・備品、図書などの資産が必要不可欠であり、学校法人が存続する限り継続的に保持しなければなりません。学校法人は基本金組入れの対象とすべき資産を定め、これらの資産に相当する額を維持するために必要な金額を、事業活動収入のうちから基本金として組み入れます。基本金組入れの対象となる資産及び金額については、「学校法人会計基準」に第1号基本金から第4号基本金まで定められています。

第1号基本金：校地、校舎、機器備品、図書等の自己資金で取得した固定資産の取得価額

第2号基本金：将来取得する固定資産に充てる目的のため計画的に積み立てる資産の額

第3号基本金：基金として継続的に保持し、運用する資産の額

第4号基本金：恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

(3) 貸借対照表

会計年度末における学校法人の財政状態（運用形態と調達源泉）を明らかにする計算書類であり、資産、負債、純資産に属する項目を金額で表示しています。

貸借対照表の基本的な考え方は、企業会計とほぼ同じですが、純資産を構成する「基本金」や「繰越収支差額」は、企業会計における「資本金」や「繰越利益剰余金」とは異なります。企業のような出資者（株主）は学校法人には存在せず、自己資本は出資者ではなく学校法人自体に帰属するものととらえられているためです。